

蟹江町私道等寄附採納要綱

令和4年3月31日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、適正な道路及び付帯施設の寄附を採納するため、私有地道路、後退用地及び隅切り用地（以下「私道等」という。）の寄附採納について必要な事項を定めるものとする。

(私道等の寄附採納基準)

第2条 寄附採納の対象となる私道等は、第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ、第4号から第7号のいずれにも該当するものについて、採納するものとする。

- (1) 道路の幅員が4メートル以上であること。
- (2) 町道又は赤道の拡幅に係るもの又は赤道の付け替えに係るものであること。
- (3) 後退用地等（蟹江町狭あい道路の拡幅整備要綱（令和4年要綱第12号。以下「狭あい要綱」という。）第2条第5号に規定する後退用地等をいう。以下同じ。）であること。
- (4) 起点及び終点が幅員1.8メートル以上の国道、県道若しくは町道のいずれかに接続し、通り抜けできるもの又は公共施設に接続しているものであること。
- (5) 町が定める基準による舗装及び排水施設が整備されていること。ただし、後退用地等の場合を除く。
- (6) 道路の占用物件その他の付属物が、交通及び道路管理に支障のないものであること。
- (7) 他の敷地との境界が明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設が設置されている私道等は寄附の対象とならない。

- (1) 水道管、下水管、ガス管等地下埋設物
- (2) その他道路の付属物でない施設

3 前2項の規定にかかわらず、公共性の観点から町長が必要と認めるものに

については、採納することができるものとする。

(権利)

第3条 寄附採納しようとする土地に抵当権、地上権、賃借権その他の権利(架空送電線の設置を目的として設定された地役権を除く。)が設定してある場合は、寄附しようとする者(以下「申請者」という。)の責任において抹消しなければならない。

(事前協議)

第4条 当該私道等の整備前に私道等寄附事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 全部事項証明書
- (4) 現況平面図
- (5) 現況写真
- (6) 計画図
- (7) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第5条 町長は、前条の協議のあったときは、これを審査し、当該協議の結果について私道等寄附事前協議回答書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(寄附採納願)

第6条 寄附について事前協議の整った者は、私道等寄附採納願(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 実測図
- (4) 道路構造図
- (5) 全部事項証明書
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 登記原因証明情報・承諾書

(8) その他町長が必要と認めるもの

(寄附採納)

第7条 町長は、前条の寄附採納願があったときは、これを審査し、当該寄附の採納を決定したときは、私道等寄附採納通知書（様式第4号）を申請者に送付するものとする。

(登記事務)

第8条 採納した私道等に係る登記事務は、蟹江町において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。